

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局職員の人事記録に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成20年11月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員の人事記録に関する規程等の一部を改正する規程

京都市交通局職員の人事記録に関する規程等の一部を次のように改正する。

(京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部改正)

第1条 京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式付表第1（第4条関係）第1号の2及び同付表第15号の2中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同付表第22号中「公益法人」を「公益的法人」に改める。

別記様式付表第2（第5条関係）第1号及び同付表第15号中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、同付表第22号中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人」を「公益的法人」に改める。

(京都市交通局職員の公益法人等への派遣等に関する規程の一部改正)

第2条 京都市交通局職員の公益法人等への派遣等に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市交通局職員の公益的法人等への派遣等に関する規程

第1条中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的

法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(京都市交通局厚生会規程の一部改正)

第3条 京都市交通局厚生会規程の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)